

平成 31 年度 税制改正要望

平成 30 年 11 月 6 日
公益社団法人日本農業法人協会

1 農業経営基盤強化準備金制度の対象となる施設の拡充（法人税、所得税）

農業経営基盤強化準備金として積み立てた準備金や受領した経営所得安定対策等の交付金を用いて農業用固定資産を取得した場合、損金に算入（圧縮記帳）できる対象に製造・加工・販売施設を追加すること。

【理 由】

農産物の高付加価値化や経営の多角化を促進するために6次産業化の取組みが推進されているが、農業経営基盤強化準備金の対象施設は農業専用のものに限られている。加工・販売部門の導入による通年雇用の確保等を通じた農地の利用集積・集約化や農村における雇用機会の提供等を後押しするため、意欲的な農業経営者が自らのリスクでチャレンジできる環境を整備することが必要である。

2 相続税・贈与税の納税猶予農地が農道に転用された場合の納税猶予の継続措置（相続税、贈与税）

納税猶予を受けた農地を転用して農作業道の拡幅等を行った場合、納税猶予を継続する措置を設けること。

【理 由】

機械の大型化などに伴い、作業の効率化を図るためには農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合、地域の税務署などの運用によっては納税猶予が打ち切られることが障害となり、都市近郊農地では土地改良事業が進まなくなっている。特に借地の場合は、転用により固定資産税が大幅に上昇することから、所有者の承諾を得ることができずに生産性の向上が阻害されているため、時代の変化に対応した農地利用の形態に即すような税制上の所要の措置が必要である。

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の特例措置の延長（登録免許税、不動産取得税）

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用地区域内の土地を取得した場合、所有権移転登記の税率の軽減措置（2%→1%）の適用期限及び不動産取得税の課税標準の特例措置（取得価格の1/3相当額を控除）の適用期限を延長すること。

【理 由】

農業従事者の減少が進んでいる中、高齢化や後継者不在等で離農・廃業が見込まれる経営体の農地は、遊休農地の増加を防ぐためにも農業経営を継続する意欲ある農業者に集積するべきであり、農地の取得にあたり多額の資金が必要となる

担い手の取得意欲を喚起するため、一定のインセンティブを与えることは有効な手段である。

4 中小企業経営強化税制の延長（法人税、所得税、固定資産税）、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（法人税、所得税）

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業等が機械等を取得した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除に加え、固定資産税が3年間1/2に軽減される措置を延長すること（中小企業経営強化税制の延長）。

中小企業等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除を延長すること（中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長）。

【理由】

労働力不足は年々深刻化しており、農業生産の持続性を保つには先端技術等の導入により生産性の向上等を図っていく必要がある。償却費用の前倒し又は設備投資初年度の税負担軽減により資金繰りが緩和されることは更なる投資意欲向上に繋がるため、本制度のような設備投資を促進する税制上の措置の継続が必要である。

5 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設（法人税）

中山間地域等直接支払制度の集落協定に参加、又は多面的機能支払制度の活動組織となっている非営利型法人の一般社団法人が、畦畔の草刈りや水管理など農作業のために行う請負業については、法人税の収益事業から除外すること。

【理由】

大規模な農業経営体を育成するためには、畦畔の草刈りや水管理などの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきたが、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。近年は、日本型直接支払（多面的機能支払・中山間地域等直接支払）や機構集積協力金（地域集積協力金）の創設を踏まえ、利用権設定をした地権者が参加して非営利型法人の一般社団法人を設立する例が増えてきており、担い手の農業法人から畦畔の草刈などの農地管理作業を有償で請け負って実施することにより耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで、担い手への農地集積が促進されると期待されている。

しかしながら、現行税制（法人税法施行令第5条第1項第10号）においては、農作業のために行う請負業も収益事業として課税されるため、収益事業を行わない非営利型法人の一般社団法人が農作業のために行う請負業を開始した場合、これまで不要だった法人税の申告義務が発生し、事務負担が増大することになる。一方で、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている特定法人が行う農作業のために行う請負業は収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない非営利型の一般社団法人などが同様の請負業を行う場合についても、収益事業から除外すべきである。

6 農地転用をした農業ハウス等の敷地等に係る所要の措置

すでに農業ハウス内の農地の全面コンクリート張りをし、農地転用済の敷地等についても、一般農地並みの扱いとすること。

【理 由】

平成 30 年度税制改正において、農地法等の改正を前提にコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地について、農地と同様の扱いとすることが認められたが、すでに農地転用等をしたものについては対象外となったことから、農業者が希望する場合であれば同様に農地として扱うべきである。

7 インボイス制度に伴う基本契約書の非課税措置（印紙税）

インボイス制度で義務付けられる登録番号の通知のための基本契約書の印紙税を非課税とすること。

【理 由】

2019 年 10 月からの消費税の軽減税率の導入に伴い、2023 年 10 月から複数税率に対応した仕入税額方式として「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が導入され、消費税の課税事業者は適格請求書（インボイス）の発行のために登録事業者となることが求められる。委託販売方式の農産物直売所においては、媒介者交付特例（媒介者等による適格請求書等の交付の特例）により委託者である農業者に代わってインボイスを発行することになるが、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱通達」（平成 30 年 6 月 6 日制定）によれば、農業者は農産物直売所との間で農業者の登録番号を記載した基本契約書を作成する必要がある。この場合、「継続的取引の基本となる契約書」（7号文書）として1通につき4,000円の印紙税がかかるが、消費税のインボイス制度の導入の円滑化を図るため、農業者の税負担の軽減を図る必要がある。